オーストラリア

一般の法令の公表

www.legislation.gov.au

政府調達に関する手続の公表

www.finance.gov.au

入札の公示

www.tenders.gov.au

ブルネイ・ダルサラーム国

調達に関する規則の公表

https://www.mofe.gov.bn/divisions/state-tenders-board-general-information.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/financial-regulation-1983.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12015.aspx https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-32004.aspx https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-12014.aspx https://www.mofe.gov.bn/divisions/ministry-of-finance-circulars-22009.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/Custom-Duty.aspx

https://www.mofe.gov.bn/divisions/debarment-policy.aspx

入札の公告

http://www.pelitabrunei.gov.bn/lists/iklaniklan/iklan%20tawaran.aspx

中国

政府調達に関する法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.ccgp.gov.cn

インドネシア

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.inaproc.id

日本国

中央政府の機関(注)による政府調達に関する一般の法令の公表

注 第十六章 (政府調達) の規定の適用上、「中央政府の機関」とは、日本国については、 政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表

1に掲げる調達機関をいう。 政府調達協定には、 政府調達協定の改正又は政府調達協定を承継する協定であって、 日本国につい

て効力を生ずるものが含まれるものと了解する。

官報又は法令全書

特定の調達(注)のための調達計画の公示

注 この附属書の規定の適用上、「特定の調達」とは、 日本国については、中央政府の機関による調達であって政府調達協定 **(**政

府調達協定附属書Iの日本国の付表を含む。)の適用を受けるものをいう。

官報(紙面及びhttp://kanpou.npb.go.jpで入手可能)

大韓民国

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

www.pps.go.kr

入札の公示

www. g2b. go. kr

マレーシア

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

http://www.treasury.gov.my

ニュージーランド

一般の法令の公表

www.legislation.govt.nz

政府調達に関する手続の公表

www.procurement.govt.nz

入札の公示

www.gets.govt.nz

フィリピン

政府調達に関する一般の法令及び手続の公表

www.officialgazette.gov.ph/

www.gppb.gov.ph/

入札の公示

www.philgeps.gov.ph/

シンガポール

一般の法令の公表

http://sso.agc.gov.sg/

手続の公表及び入札の公示

www.gebiz.gov.sg

タイ

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.gprocurement.go.th

ベトナム

一般の法令及び手続の公表並びに入札の公示

www.muasamcong.mpi.gov.vn